

各部長等 殿

経営企画部長 主 浜 照 風

平成21年度当初予算編成について（通知）

標記の件について、財務規則第5条第2項の規定に基づき、予算編成要領等を通知します。

記

1 通知区分

- (1) 平成21年度当初予算編成要領
- (2) 予算編成留意事項
- (3) 各予算編成期に要求すべき事業
- (4) 経常的経費積算基準
- (5) その他関係資料（庁内LAN財務課掲示板に掲示）

2 予算要求入力期限

1次予算編成 平成20年10月17日(金)～平成20年11月6日(木) 午前9時

2次予算編成 平成20年11月7日(金)～平成20年12月15日(月) 午前9時

※財務会計システムへの入力期限をもって、予算見積書が経営企画部長あて提出されたもの  
としますので、入力したものを帳票等で印刷して提出すること、及び入力完了の報告は不  
要とします。

※財務会計システムへの入力期間は2期間に分かれております。各予算編成期に応じて財務  
会計システムへの入力を開放しますので、各部等におかれましては、入力期限を厳守のう  
え的確な予算見積りに格段のご配慮をお願いします。

1次予算編成においては、義務的経費に該当する事業を要求することとし、特別会計予  
算については2次予算編成からの要求となります。2次予算編成においては、準義務的経  
費及び非義務的経費に該当する事業を精査のうえ要求することとし、その他特別会計予算  
についてはこの時点で要求するようお願いします。

なお、2次予算編成時において、必要に応じ1次予算編成で確定した義務的経費に該当  
する事業を見直す場合は、事前に財務課あて協議するようお願いします。

また、2次予算編成入力期限後の修正は、システム上不可能になりますので、入力後の  
確認は入念にお願いします。

# 平成21年度当初予算編成要領

(目的)

第1条 この要領は、平成21年度滝沢村歳入歳出予算の編成について必要な事項を定めることを目的とする。

(予算の編成方法)

第2条 歳入予算の編成は見積り予算方式によるものとし、歳出予算の編成は示達予算方式、要求予算方式及び枠配分方式の併用によるものとする。

2 予算の編成において、予算を次の各号に掲げる性質に区分する。

(1) 義務的経費

ア 歳入予算のうち、経常一般財源に区分されるもの、及び義務的経費に該当する歳出予算の特定財源に該当するもの

イ 歳出予算のうち、次に掲げるもの

(ア) 職員人件費

(イ) 電算処理経費。ただし、新規事業を除く。

(ウ) 一般行政事務費

(エ) 施設の維持管理に要する経費

(オ) 法令又は県例規、村条例により、当該事業に対して明確な義務規定が存在する事業に要する経費

(2) 準義務的経費

ア 国・県の年次計画により既に実施が具体的に決められている義務的経費以外の事業

イ 国・県の年次計画により実施が予定され、事業を取止めた場合、村に重大な影響がある事業

ウ 各事務組合等負担金（国及び県、一部事務組合のみ）

エ 債務負担行為に関する事業（指定管理者分を含む）

(3) 非義務的経費

ア 国・県の「できる規定」又は「包括的规定」により、村が国・県の補助等を受けて行う事業で、事業実施の判断が村に委ねられる事業

イ 村単独事業

3 予算編成区分及び予算編成内容を次のとおりとする。

(1) 1次予算編成 義務的経費にかかる要求

(2) 2次予算編成 準義務的経費及び非義務的経費にかかる要求、特別会計予算にかかる要求

(3) 3次予算編成 各課政策区分毎の枠配分額の範囲を超えて要求する事業にかかる廃止事業の決定、及び全体調整・財源調整並びに村長の政策的判断による事業採択

4 経営企画部長は前項の規定に従い、各予算編成区分に該当する事業について、各部等の長あ

て通知するものとする。また、通知を受けた各部等の長が新規に事業を要求する場合は、事業を所管する各課等の長から財務課長あて協議を行うものとする。

(見積り予算)

第3条 各部等の長は歳入予算の要求について、見積り内容を財務会計システムに入力し、予算要求することとする。

- 2 経営企画部長は義務的経費に該当する歳入の入力内容を審査及び調整し、査定を行うものとする。なお、審査及び調整、査定にあたって、必要と認める場合は各部等の長から事情を聴取することがある。

(示達予算)

第4条 経営企画部長は次の各号に定める経費について、示達額を調整し、各課等の長へ通知するものとする。

- (1) 2節 給料
- (2) 3節 職員手当等（月額以外で定められた特殊勤務手当を除く。）
- (3) 4節 共済費
- (4) 12節 役務費（建物及び自動車損害共済保険料に限る。）

- 2 前項の通知を受けた各部等の長は、通知に基づき示達額を財務会計システムに入力のうえ確認を行うものとする。

(枠配分)

第5条 予算の編成にあたって各部等の長あて通知される枠配分額については、平成20年9月11日付け滝経第0905002号通知（以下「各政策区分枠配分額通知」という。）において、平成21年度総合計画実行計画値の一般財源分として各課の政策区分ごとに示したとおりである。

ただし、次の事業に関しては、別枠で経費の調整を図るものとする。

- (1) たきざわ新価値創造プロジェクト2009対象事業
- (2) 公用車更新事業

(1次予算要求)

第6条 第4条に規定する経費以外の予算要求にあたっては、各部等の長が総合計画の重点政策又は基本政策との関係及び事業の優先順位を考慮のうえ、必要最小限で行うものとする。

なお、総合計画体系外の特別会計予算については、2次予算要求から入力を開始するものとする。

- 2 経営企画部長は前項に規定する予算の要求があった場合、1次予算編成にかかる義務的経費の要求予算について、内容を審査及び調整し、査定を行うものとする。

(2次予算要求)

第7条 2次予算編成の要求にあたっては、各政策区分枠配分額通知に基づき配分された一般財源の範囲内において、各部等の長が総合計画の重点政策又は基本政策との関係及び事業の優先順位を考慮のうえ、準義務的経費及び非義務的経費にかかる要求予算の積算を調整した結果を

財務会計システムに入力し、予算を要求することとする。

なお、総合計画体系外の特別会計予算については、この時点で予算要求を行うものとする。

- 2 経営企画部長は前項に規定する予算の要求があった場合、2次予算編成にかかる準義務的経費及び非義務的経費又は特別会計予算にかかる要求予算について、内容を審査及び調整し、査定を行うものとする。なお、審査及び調整、査定にあたって、必要と認める場合は各部等の長から事情を聴取することがある。
- 3 2次予算編成後の時点で各政策区分枠配分額通知に基づき配分された一般財源枠を越えてなお要求すべき事業が生じる場合には、経営企画部長は3次予算編成を行い、村長の査定を受け、廃止事業決定のうえ予算の最終的な調整を行うものとする。

(歳入、歳出予算の款、項及び目の区分)

第8条 歳入及び歳出予算の款、項及び目の区分は、平成20年度の例によるものとする。